

岐阜大学の連帯保証制度について

日本では、アパートを借りる際には、一般的に連帯保証人が必要となります。連帯保証人を見つけることが困難な場合に、岐阜大学が連帯保証人となる制度があります。

詳しい条件や手続きについては下記を参照してください。

【条件】

①岐阜大学に学生（学部・修士・博士・研究生）として在籍していること。

※入学予定者は、入学許可書や入学許可通知書等が必要になりますが原則として、入学日が保証開始日となります。

②留学ビザを有していること。

③留学生住宅総合補償に加入すること。加入金は1年間4,000円、2年間8,000円です。

④留学生住宅総合補償は、加入者のみの適用です。もし、岐阜大学の学生とルームシェアする場合は、同居人も必ず加入手続きをしてください。

【手続き】

①アパートの契約前に「連帯保証契約書」の内容について不動産会社/大家さんに確認してもらい了承を得てからアパートの契約を進めてください。

↓

②留学支援係へ以下の書類を持ってきてください。「連帯保証契約書」及び「留学生住宅総合補償加入者証」発行願をお渡ししますので記入してもらいます。これらは、HPからダウンロードもできます。

*アパート賃貸借契約書（写しでもよい）

*印鑑

*学生証

*在留カード

*国民健康保険証（短期被保険者証を持っている場合は、保険料を納付し有効期限が1年間のものを持ってきてください）

↓

③「連帯保証契約書」及び「留学生住宅総合補償加入者証」発行願の必要事項を記入し、指導教員の署名・押印ももらってから、留学支援係へ来てください。保険料の支払いに必要な「払込票」を発行しますので、指定のコンビニエンスストアで保険料の支払い後に「領収書」を持って再度、留学支援係まできてください。

↓

④「連帯保証契約書」を3通渡しますので、署名・押印を済ませてから1通を大家さんが保管し、1通は自分で保管してください。残りの1通は留学支援係へ提出してください。なお、「連帯保証契約書」の発行には審査があるため発行までに2～5日程かかります。

【注意事項】

岐阜大学がアパートの連帯保証人を引き受けている期間中は、以下のルールを守ってください。もし、ルール違反があった場合は、岐阜大学の機関保証をとりやめ、アパートからも退去してもらおうこともあります。その場合、問題を起こした学生に対しては、別のアパートに引っ越したとしても、連帯保証人を引き受けられません。

- ①家賃は、毎月期限までにきちんと支払ってください。
- ②期間中を通して「留学生住宅総合補償」に加入してください。
- ③トラブル（騒音、ゴミ捨てなど）で注意を受けた場合は直ぐに改善してください。

また、このような場合には、留学支援係へ来て必要な手続きをしてください。

- *卒業（修了）・退学・転学等で、岐阜大学の学生でなくなったとき
- *保険（留学生住宅総合補償）の補償期間が切れるとき
- *別のアパートへ引っ越すとき
- *アパートで火事・水漏れなどのトラブルが起きたとき

【保険料の払い戻しについて】

*補償期間内（2か月以上補償期間が残っている場合）に、卒業などで解約する場合には保険料が払い戻される場合があります。返金手続後に、指定の口座に残金が振り込まれますが早くても1か月程かかります。